

第3次垂水市子ども読書活動推進計画



令和6年3月
垂水市教育委員会

目 次

はじめに	1
計画策定にあたって	2
第1章 基本的な考え方	3
第2章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	
Ⅰ 発達の段階に応じた取組	4
Ⅱ 家庭における子どもの読書活動の推進	8
Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進	9
1 市立図書館の役割と取組	
2 市立図書館の機能強化	
Ⅳ 学校等における子どもの読書活動の推進	14
1 幼稚園・保育所・認定こども園等	
2 小学校・中学校	
3 多様な子どもたちの読書機会の確保	
4 学校図書館の機能強化	
Ⅴ 子どもの読書への関心を高める取組	18
Ⅵ 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	21
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 デジタル社会に対応した読書環境の整備	
第3章 推進体制の整備	
Ⅰ 子どもの読書活動推進体制の整備	22
Ⅱ 他市町村との連携・協力体制の推進	22
Ⅲ 各種団体等との連携・協力の推進	22
資料編	
① 全国、鹿児島県、垂水市における読書活動推進の流れ	25
② 子どもの読書活動の推進に関する法律	26
③ 第3次推進計画における達成目標	28
④ 計画検討委員会名簿及び計画策定の経過	28
⑤ アンケート調査結果	30

はじめに

子どもの読書活動は、子どもたちが豊かな感性や情緒を育むとともに確かな言語能力を育成する観点から欠くことができないものです。読書を通じて、読解力や創造力（想像力）、思考力、表現力などを養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑、映像などの様々な資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的好奇心や探究心を育むこともできます。

このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書の世界に浸り、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を推進することが重要です。

しかし、近年デジタル化が急速に進み、スマートフォンやゲーム機など情報機器の普及により学校年齢が進むにつれて、子どもの「読書離れ」「活字離れ」の傾向が進み、子ども自ら課題を見つけ、考え、判断する能力や表現力の低下、さらには学力への影響が懸念されます。

このような中、令和5年3月に国が第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定したこと、また、それを踏まえ、鹿児島県が第5次計画（鹿児島県子ども読書活動推進計画）を策定する予定となっています。

本市においては、これまでの取組状況を踏まえながら、今後、将来の垂水市を担う子どもたちの一層の読書活動の充実と、家庭・地域・学校・市立図書館等が一体となって取り組む読書環境づくりを図るための指針として、「第3次垂水市子ども読書活動推進計画」（令和6年度～令和10年度）を策定します。

結びに、計画策定にあたり、アンケートやパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様及び関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

垂水市教育委員会

計画策定にあたって

◆計画の位置づけ

本計画は、平成13年12月施行「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づくとともに、国や鹿児島県の読書計画、市政の基本方針を示す「垂水市総合計画」や「垂水市教育振興計画」を踏まえて策定します。

◆計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

◆計画の対象

子どもの読書活動の推進に関する法律第2条に基づき、「0歳からおおむね18歳まで」の子どもを対象とします。

◆SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

このSDGsを達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたってはSDGsの理念を最大限反映させることが重要になっています。

本計画においても、SDGsの17の目標のうち、主に「**4 質の高い教育をみんなに**」の達成に貢献することを目指し、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供することを目的に読書活動の充実に取り組めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1章 基本的な考え方

子どもが、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子ども自身がその発達の段階に応じて読書の楽しさや面白さを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

また、読書習慣の形成に向けて発達の段階に応じた効果的な取組を推進するとともに、読書への関心を高める取組を推進し、子どもたちが主体的に本に関わる機会を増やしていくことが大切です。

そのため、本市は国や県の基本的方針及び垂水市教育振興基本計画を踏まえ、次の点を基本方針とします。

- 1 子どもの読書活動について、市民の関心を高めるとともに、家庭・地域・学校等が連携し、社会全体での取組の推進に努める。
- 2 子どもが読書に親しむ態度を育成するため、発達の段階に応じた取組や、学校図書館、市立図書館等を活用した子どもの視点に立った読書活動の推進に努める。
- 3 子どもが読書に親しむ機会の提供とデジタル社会に対応した読書環境の整備・充実に努める。

この基本方針を具現化するために、市では次の6つの推進の柱を立てて計画を進めていくこととします。

- I 発達の段階に応じた取組
- II 家庭における子どもの読書活動の推進
- III 地域における子どもの読書活動の推進
- IV 学校等における子どもの読書活動の推進
- V 子どもの読書への関心を高める取組
- VI 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

I 発達の段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けるためには、乳幼児期からの読書活動が重要となります。乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校での取組を進める必要があります。また、進級・進学時の生活の変化等により、子どもが読書から遠ざかる傾向があることに留意し、小・中学校で連携を図り、切れ目のない取組を行うことが重要です。

ア 乳幼児期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期は言葉を覚え、絵本や物語に興味を示す時期です。

【取組】市立図書館でのおはなし会、ファーストブック事業の実施をとおして読書に慣れ親しむ基本を養います。



ファーストブック事業（8種類の絵本の中から、2冊を選ぶ）



ちっちゃい子のおはなし会

イ 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

小学生になると、本の読み聞かせだけでなく、自分で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになりますが、子どもによって本を読みとおせる子とそうでない子の違いが現れ始め、多読となる子もいる一方で読書の幅が広がらなくなる子も出てきます。

また、下学年と上学年は発達段階に差があるので、このことも考慮していく必要があります。

- ▶下学年…絵本や読み聞かせが大好きであり、本に興味を示す子どもが多い。
- ▶上学年…調べ学習も入ってくるので、自ら調べ、興味関心をもってくる。一方、読書の幅が広がらない子どももいる。

【取組】自分の選んだ本を読む楽しみの一助となるよう選書したセカンドブック事業の実施や、学校図書館を活用したお薦め本の紹介、教職員やボランティア等によるおはなし会の実施、家庭での読書推奨、「1日20分読書」運動などをおして読書習慣を身に付けることを目指します。



セカンドブック事業贈呈式



出前講座「本の読み聞かせ」

ウ 中学生の時期（おおむね 12 歳から 15 歳まで）

中学生になると多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。また、自分の人生について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

【取組】中学生の悩みや葛藤に関するものや、将来の職業などの選択に関する選書を行い、サードブック事業を実施します。学校図書館や市立図書館を活用した学習を勧め、「1日20分読書」運動などをおして読書活動の幅を広げていきます。



サードブック事業贈呈式



中学校職場体験学習

エ 高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じて一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

【取組】探究的な学習活動等での市立図書館の活用促進や、友人間での本の紹介、生徒主催の読書会の開催を図り、主体的な読書活動を実践していきます。



インターンシップの様子

【参考①】 **子どもの読書活動の現状**（全国学校図書館協議会「学校読書調査」より）

< 1 か月間の平均読書冊数 >

	平成 13 年度	平成 30 年度	令和 4 年度
小学生	6.2 冊	9.8 冊	13.2 冊
中学生	2.1 冊	4.3 冊	4.7 冊
高校生	1.1 冊	1.3 冊	1.6 冊

【参考②】 **不読率の推移**（全国学校図書館協議会「学校読書調査」より）

※不読率… 1 か月の間に本を 1 冊も読まない児童生徒の割合

	平成 13 年度	平成 30 年度	令和 4 年度
小学生	10.5%	8.1%	6.4%
中学生	43.7%	15.3%	18.6%
高校生	67.0%	55.8%	51.1%

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う全国一斉臨時休業が、自宅学習の難しい小学校低学年や、中学校、高等学校に進学した直後の学年の読書習慣の形成に影響与えたことが示唆されている（濱田秀行・秋田喜代美（2022）「小中高校生の読書活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響：不読率に着目して」）

【参考③】 **垂水市ブックスタート事業**

ファーストブック（3 か月健診時乳児対象：絵本 2 冊）※平成 27 年度から実施

令和 4 年度実施数 51 人（前年度比 - 1）

セカンドブック（小学 1 年生対象：本 1 冊）※平成 30 年度から実施

令和 5 年度実施数 87 人（前年度比 + 15）

サードブック（中学 1 年生対象：本 1 冊）※平成 30 年度から実施

令和 5 年度実施数 70 人（前年度比 - 28）



前年度人気図書や県立図書館等の推薦リスト、市立図書館推薦図書等から 20 冊を選書し、その中から 1 冊選びます。

II 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常生活の中でいつでも身近に1冊の本がある環境によって形成されるものです。読書が生活の中に位置づけられ、継続して取り組まれるよう、子どもにとって身近な存在である保護者自身が積極的に読書に親しみ、子どもの成長にあわせて「読み聞かせ」や「語りかけ」を行うなど、家庭において子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、家族全員で本を読む習慣をもつことが必要です。

そのためには、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ったり、家族で好きな本を読み、読んだ本について話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すための働きかけを行い、子どもが発達の段階に応じて本と巡り会い、読書の楽しさを知る機会をつくることが大切です。

1 家庭での実践

「1日20分読書」運動や「朝読み・夕読み」等の実践を推進します。

2 家庭への支援

ア 乳幼児から絵本と出会う機会の提供と、家庭での読書活動を支援するため、ブックスタート事業など、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。

イ 子どもの発達の段階に応じた本の紹介に努めます。

ウ 司書や読書グループによる読み聞かせ等を積極的に支援し、家庭教育に関する学習機会を通じて、読書活動への理解と促進のための啓発活動に努めます。

エ 学校で行う家庭教育学級での読み聞かせ等、親子が読書活動をとおしてふれあう場への積極的参加を促進します。

III 地域における子どもの読書活動の推進

1 市立図書館の役割と取組

市立図書館は、子どもたちにとって多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知り、読書に親しむきっかけとなる場でもあり、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書に関する情報を得たりする場でもあります。

また、図書館資料等の充実を図るとともに、司書とボランティアの連携による館内・館外での多様な読書活動等により、その機能が十分に発揮されるよう努めることが重要です。

ア 発達の段階に応じた児童図書収集・提供の充実

イ 子どもの読書活動を推進するための「読み聞かせ」「おはなしシアター」等の実施

ウ 読書グループや子育て支援センター、幼稚園・保育所・認定こども園等、各学校と連携した、子どもの読書への興味を引き付ける様々な行事等への参加協力

エ 読書グループや幼稚園・保育所・認定こども園、各学校等への図書資料貸出や移動図書館車による巡回貸出等、市全域へのサービス提供

オ 学校で実施される「朝の読書」や「読み聞かせ」等、読書推進活動への支援や積極的な資料・情報の提供

カ 関係機関との連携により、乳幼児健診時や小学校・中学校入学年にブックスタート事業を行い、親子の交流や仲間づくりの場として、本と親しむための情報提供及び啓発活動の実施

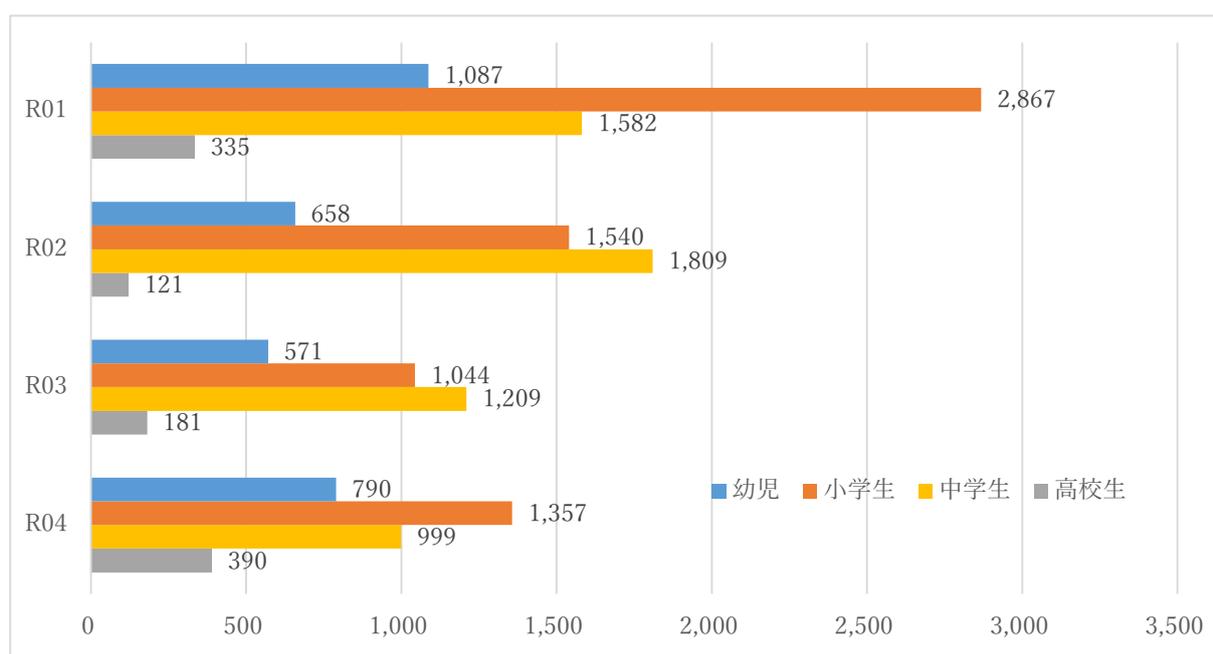
キ 図書館ボランティアの育成や「読み聞かせ」「おはなし出前講座」等の活動の実践推進

【参考④】垂水市立図書館蔵書数（令和5年4月1日現在）

- 蔵書冊数 … **83,586冊**（うち児童用 35,799冊：全体の42.8%）
- 住民一人あたりの蔵書冊数 … **6.48冊**（県内全市町村平均 3.43冊）

0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会	4 自然	5 技術
2,085	1,558	5,957	6,296	5,654	4,287
6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学	E 絵本	その他
1,947	5,509	1,226	33,982	10,303	4,782

【参考⑤】垂水市立図書館年齢別入館者数（幼児～高校生）



2 市立図書館の機能強化

市立図書館においては、子どもの読書に必要な児童図書の収集・提供や図書資料・設備等の充実を図るとともに、司書をはじめとする職員の資質向上に努め、地域における子どもの読書活動を積極的に推進することが重要です。

また、国や県の関係機関や市との関係機関と連携し、子どもの読書活動を地域ぐるみで支援していきます。



移動図書館車（ふれあい号）

(1) 住民サービスの向上

- ア 子どもの読書活動を推進していくために、子どもが興味・関心を高めるコーナー（YAコーナー）を充実させます。また、児童図書はもとより、各世代の必要課題や発達課題を把握し、県立図書館や大隅広域図書館ネットワーク、他の公共図書館と相互貸借等を積極的に利用するなど、連携しながら計画的な図書資料の整備・充実に努めます。
- イ 子どもが立ち寄りやすく心地よい読書環境づくり（館内装飾、子ども用のテーブル・イスの配置等）に努めます。
- ウ 大隅広域図書館ネットワーク検索システムや県立図書館の横断検索システム、県内の公共図書館等の蔵書検索を活用し、家庭・学校との連携を図る重要な手段として利用促進に努めます。
- エ 図書館職員並びに司書は、子どもの様々なニーズに応える資料を提供するとともに、読み聞かせやイベントの企画・実施、読書指導の知識や技術を身に付けることが求められています。子どもの読書活動を推進するためには、学校との連携・協力した取組が効果を上げていることから、極めて重要な役割を担っています。今後さらに、専門知識・技術を修得することができるよう研修の充実に努めます。
- オ 移動図書館・配本によるサービスは、子どもの読書活動の推進に有効であり、市立図書館の重要な活動の一つであることから、移動図書館・配本における図書資料の整備充実に努めます。

【参考⑥】大隅広域図書館ネットワーク事業

1 目的

大隅定住自立圏内に設置された図書館が提供するサービスを充実させるため、それぞれの図書館が所有する図書資料等の情報を共有し、かつ当該情報を利用することができる図書館ネットワークシステムを運用することで、図書館利用の拡大や生涯学習の拠点の拡大を図る。

2 対象エリア ※本市は、令和2年3月1日に加入

鹿屋市、垂水市、大崎町、南大隅町、肝付町、東串良町、錦江町

3 事業概要

- (1) 2市5町のいずれの図書館の窓口でも図書の借入・返却が可能
- (2) インターネットによる蔵書検索、借入予約が可能
- (3) 2市5町の図書を居住する図書館窓口で借入・返却が可能

4 大隅広域図書館ネットワークの蔵書数 (令和5年3月末現在)

自治体名	図書館(室)名	蔵書数	人口
鹿屋市	鹿屋市立図書館、輝北図書室、 串良公民館図書室、吾平振興会館図書室	233,116冊	98,419人
大崎町	大崎町立図書館	61,425冊	12,214人
南大隅町	根占図書館	52,441冊	6,284人
肝付町	肝付町文化センター図書室、 内之浦銀河アリーナ図書室	34,215冊	14,118人
垂水市	垂水市立図書館	83,586冊	12,895人
錦江町	錦江町文化センター図書室 やまんなか図書室	26,120冊	6,511人
東串良町	東串良町総合センター図書室	14,943冊	6,462人
合 計		505,846冊	156,903人

5 配送冊数の推移

(冊)

配送先	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
鹿屋市	820	651	994	1,620	1,818	3,213	3,212	3,340
大崎町	164	124	272	460	342	420	607	581
南大隅町	181	194	289	435	544	1,083	1,133	1,137
肝付町	193	252	594	1,332	1,311	1,259	1,233	1,258
垂水市	—	—	—	—	—	397	661	577
錦江町	—	—	—	—	—	143	253	262
東串良町	—	—	—	—	—	61	175	280
冊数合計	1,358	1,221	2,149	3,847	4,015	6,576	7,274	7,435

【参考⑦】市立図書館概要、市内読書グループ一覧

<図書館概要>

- 名称 垂水市立図書館（平成3年11月開館）
- 開館時間 午前9時30分から午後6時00分
- 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、
年末年始（12/29～1/3）、
特別整理期間中（年1回で15日以内）



図書館外観

- 延面積 762㎡
- 付属設備 移動図書館車1台（平成22年3月導入）
- 主事業 ブックリサイクル、ちっちゃい子のおはなし会、
おはなしシアター（春・夏・冬）、特別展示等

<市内読書グループ一覧>

令和5年10月1日現在

番号	団体名	発足年月
1	柘原小学校読み聞かせグループ「クローバー」	平成30年4月
2	水之上小学校PTA研修部	平成30年4月
3	図書館ボランティアおはなしサークル「野いちご」	平成26年4月
4	垂水小学校読み聞かせボランティア「くすくす」	平成20年4月
5	協和小学校親子読書「おはなしポケット」	平成18年4月
6	新城小学校読み聞かせ教室	平成18年4月

（2）障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障がいのある子どもの読書活動を推進するため、録音資料や点字資料等の収集を行い、さらに「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」との連携を図り、相互貸借などによる資料の補充・整備に努めます。また、点字表示等の配慮や、市立図書館利用の際の介助、対面朗読等のサービスに努めます。

IV 学校等における子どもの読書活動の推進

1 幼稚園・保育所・認定こども園等

(1) 読書活動の推進方策

乳幼児期に読書の楽しさにふれさせ、豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚を養うようにすることが、その後の読書活動の基礎となります。

そのため、教職員・保育士・保護者等が現在行っている乳幼児の読書活動をさらに充実させることが重要です。

ア 教職員や保育士だけでなく、親子読書会やボランティアグループ等による絵本の読み聞かせなど多様な読書活動の推進

イ 保護者に対する家庭での読み聞かせ等の意義や重要性の理解促進

(2) 子どもの読書活動の推進のための機能強化

ア 子どもが絵本に親しみ、安心して図書にふれることができるスペースを確保し、保護者やボランティア等と連携・協力するなど、読書環境の整備を図るよう努めます。

イ 発達の段階に応じた、図書選定の工夫が図られるよう図書館等の協力を得ながら連携に努めます。

ウ 読み聞かせ等に関する研修の機会を設け、教職員や保育士等の資質向上を図ります。

2 小学校・中学校

学校においては、これまでもすべての学習活動を通じて読書活動が推進されています。子どもの読書意欲を喚起し、読書習慣を育成するため、全教育活動を通じて読書活動をさらに充実させていくとともに、家庭や地域との連携を進めていくことも求められています。

(1) 子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実

態や子どもの発達段階に応じた取組を推進します。

ア 「朝の読書」、「1日20分読書」等の活動の充実

イ 「子ども読書の日」に関する行事の取組

ウ 読書活動や学校図書館の利用を指導計画に位置付け、意図的・計画的な読書指導の推進

エ 読み聞かせや並行読書図書を選定、推薦図書コーナーの設置等、児童生徒の発達の段階を元に、実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

イ 読書の意義や家庭における読書環境等について、家庭への啓発に努めます。

ウ 親子読書や朝読み、夕読みの取組を支援します。

エ 市立図書館の機能を活用した利用促進に努めます。

オ 親子読書会や読書グループ、図書館ボランティアグループや市立図書館司書を活用した多様な読書活動を推進します。



読書グループの活動の様子



ちっちゃい子のクリスマス会

(3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全教育活動をととした読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 司書教諭や司書・司書補等と連携を図り、全校体制による読書指導の推進及び県内の先進事例や実践例を紹介します。

イ 読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例を紹介します。

ウ 読書指導担当者及び司書補等の連絡部会や研修会を充実させるとともに、内容の充実に努めます。

3 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備するとともに、読書機会の確保に努めます。

ア 障がいの種類や程度に応じた図書の選定や環境を工夫し、視聴覚機器等を活用した実践例を紹介します。

イ 障がいのある子どもへの読書指導に関する資料や情報収集・提供を促進します。

ウ 点字図書や点字図書館等の点字データの相互利用を促進します。

エ 読み聞かせなどの読書活動を拡充します。

4 学校図書館の機能強化

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習センター及び情報センターとしての機能をもつ、学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められます。

また、図書資料に関して、市立図書館の活用や他学校図書館と情報の交換を行うなど、連携・協力も重要です。

(1) 学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

ア 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書を充実させるために、学校図書館図書資料の計画的な整備・充実が図られるよう努めます。

イ 各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境設営の工夫、学級における読書環境の整備・充実を図ります。

ウ 学校図書館の蔵書管理システムの充実を図るとともに、市内の学校図書館や市立図書館との情報の共有化など、連携を図ります。

エ 学校図書館の運営に当っては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭や司書・司書補等が中心となり、全職員が連携・協力して運営・活用し、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要なため、次のようなことに努めます。

- ・学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立
- ・推進委員会等、校内の連携及び提案・推進を具現化する体制の確立
- ・学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加
- ・図書館支援ボランティアの活用

オ 地域の実態に応じて、学校運営上支障のない範囲で（例えば、長期休業期間）、学校図書館を地域に開かれたものにするよう努めます。

(2) 市立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア 市立図書館は、学校図書館にはない多様な蔵書を持ち、図書についての専門的技能を有した職員が配置されていることから、児童生徒の読書活動や調べ学習の充実のためにも連携を図る必要があります。

- ・市立図書館からの団体貸出や図書館職員の積極的な活用

イ 自校にない図書や複数の同一図書、調べ学習において多様な図書資料が必要な場合等、市立図書館及び近隣の学校図書館と協力し合うことが有効です。

- ・図書等資料の相互貸借、連携

V 子どもの読書への関心を高める取組

学年が進むにつれて様々な活動に興味・関心が広がる子どもたちに、引き続き読書への関心を高める働きかけは、非常に重要です。

特に、不読率が小・中学生と比べ高い高校生の中には、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている生徒もいます。

国は第五次基本計画で、以下のような取組を推奨しています。

◆読み聞かせ

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

◆お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

◆ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

◆読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う取組。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

◆書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

◆ピッチトーク

テーマを決めて、各自が読んだ本を、短く発表する取組。ビブリオバトルの形式を取っても良い。

◆ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

◆味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

◆ブッククラブ

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組。

◆リテラチャー・サークル

読みたい本ごとに3～5人のグループになり、何回かに分けて読み、話し合う取組。「思い出し屋」、「イラスト屋」、「質問屋」、「だんらく屋」、「ことば屋」等、役割を分担して読む方法もある。

◆アニメーション

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

◆本探しゲーム

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組。ゲーム感覚で楽しみながら、思い掛けない本と出会うことができる。

◆図書委員、読書リーダー等の読書推進活動

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけ作りになるような子ども向けの企画を実施する取組。読書リーダーは「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」、「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

◆子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

◆読書新聞や読書ポスター、本の帯やPOPの作成

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOPや本の帯にまとめる取組。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

◆自分も書き手となる

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する思い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組。自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になる。

◆映画等と原作の比較

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組。どちらが先でも、章ごとに区切ってもよい。

◆まわし読み新聞

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかを発表する。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

◆読書の記録

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。



市職員による読み聞かせ



パネルシアター



リテラチャー・サークル



ビブリオバトル

VI 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について市民の間に広く理解と関心を深め、「子ども読書の日」^{*1}をはじめとする読書週間等におけるイベントを開催するなど、読書活動を推進する社会的気運の醸成を図ることが大切です。

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民が子どもの読書活動に関心と理解を深め、子どもの読書意欲を高めるために設けられたものです。そこで、学校・幼稚園・保育所・認定こども園、市立図書館等においては、「子ども読書の日」の趣旨を踏まえ、それぞれ創意工夫した取組を行います。

また、鹿児島県図書館協会提唱の「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」^{*2}に合わせた取組を実施するほか、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」等の広報・周知の推進と取組の充実を図るなど、年間をとおして、子どもと大人が共に地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくように努めます。

2 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会の急速なデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館のDXを推進することが重要です。

そこで、市のホームページ等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・市立図書館・ボランティアグループ等における様々な取組等を広く情報提供します。また、関係課と連携を図り、各種情報の収集に努めます。

*1 「子ども読書の日」… 子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき制定され、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている

*2 「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」… 全国で取り組まれる「子ども読書の日(4月23日)」だけでなく、毎月23日に鹿児島県独自に取組を推進するもの

第3章 推進体制の整備

I 子どもの読書活動推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、県・近隣市町・関係機関等との相互連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

本市においては、学校、図書館関係者はもとより、家庭や地域へ本計画の趣旨等の理解を促し、推進体制の整備を図ります。また、推進計画に掲げた内容について、P D C Aサイクルの運用に基づき、計画目標の達成を目指します。

II 他市町村との連携・協力体制の整備

市は、「第3次垂水市読書活動推進計画」やその計画に基づく具体的な方策についての提言等の配布、他市町村が取り組んだ施策等の情報の提供等、他市町村との相互の連携・協力が図られるような場を設けるよう努めます。

また、住民に身近な地方公共団体として、子ども読書活動に果たす役割が重要であることから、他市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進します。

III 各種団体等との連携・協力の推進

小学生の図書館見学や中学生の職場体験、高校生のインターンシップの積極的な受入を通じて、図書館の活用方法や読書について啓発します。

また、市や学校等の関係機関において、ホームページや市広報誌をはじめとする各種広報等で子どもの読書活動推進に関する様々な情報発信に努め、「こどもの読書週間」や「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」、秋の「読書週間」に合わせた様々な行事など内容充実に努めます。

本市では、各関係機関がそれぞれの役割に応じて子ども読書活動の充実に向けて取り組むとともに、子ども読書に関わる様々な情報を発信しながら、「家庭」や「地域」の読書活動を支援します。

< 資料編 >

- 規程
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
 - (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日から起算して1年間
 - (4) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があつたもの 当該開示請求に係る開示又は不開示の決定の日から起算して1年間
 - (5) 鹿児島県個人情報保護条例に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの 当該開示請求に係る開示若しくは不開示、当該訂正請求に係る訂正若しくは不訂正又は当該利用停止請求に係る利用停止若しくは利用不禁止の決定の日から起算して1年間
- 6 公文書が使用又は保存に耐えなくなった場合等には、当該公文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の公文書を作成するものとする。
- 第37条 完結公文書の引継ぎ**
- 完結公文書は、次の各号に掲げる完結公文書の区分に応じ当該各号に定める期間において保管し、又は保存しなければならない。ただし、主務課長が他の場所において保管し、又は保存することが適当であると認めるものについては、この限りでない。
- (1) 保存期間が1年を超える文書及び図画 当該完結公文書の保存期間のうち最初の1年間
 - (2) 電磁的記録並びに保存期間が1年未満又は1年の文書及び図画 当該完結公文書の保存期間
- 2 前項第1号の規定による保管の期間を満了した完結公文書は、文書管理表上常用とされている完結公文書（以下「常用文書」という。）を除き、学事法制課長に引継ぎなければならない。
- 3 前項の規定による完結公文書の引継ぎは、次の要領により行う。
- (1) 各課長は、引継対象のファイルを別記第13号様式による表示をした文書保存箱に収納する。

文書保存箱に収納した引継対象のファイルについて引継文書管理票（別記第14号様式）を作成し、学事法制課長に送付する。

学事法制課長は、引継ぎを受ける前に各課の引継審査を行う。

学事法制課長は、学事法制課長の指示する日に文書保存箱を文書庫に搬入する。

学事法制課長は、保存文書管理票（文書保存箱添付用）（別記第15号様式）及び保存文書管理票（検索用）（別記第16号様式）を各課長に送付する。

学事法制課長から送付された保存文書管理票（文書保存箱添付用）及び保存文書管理票（検索用）を文書保存箱の表紙の裏面にはる。

学事法制課長は、保存文書管理票（文書保存箱添付用）及び保存文書管理票（検索用）を文書庫の管理するものとする。

学事法制課長は、文書庫において保管し、学事法制課長が管理するものとする。

学事法制課長は、学事法制課長の承認を受けなければ文書庫内に立ち入ることはならない。

学事法制課長の同意を得た者は、文書庫内の保存文書を閲覧し、又は借り受けようとする者は、保存文書管理票（別記第17号様式）に所要事項を記入して学事法制課長の承認を受けなければならない。

学事法制課長は、他人に転貸し、又は抜き取り、複製し、又は借り受けた保存文書を破損し、又は亡失したときは、直ちに学事法制課長に届け、その指示を受けなければならない。

保存文書の借受期間は、原則として30日以内とする。

前項の期間を超えて保存文書を借り受けようとするときは、長期借用承認書（別記第19号様式）により学事法制課長の承認を受けなければならない。

資料①「全国、鹿児島県、垂水市における読書活動推進の流れ」

昭和 34 年～現在	こどもの読書週間【全国】
昭和 35 年～現在	「親子 20 分読書運動」【県】
昭和 57 年～61 年	「かごしまの子ども朝読み夕読み実践推進事業」【県】
昭和 62 年～63 年	「親と子のふれあい」推進事業【県】
平成元年～7 年	豊かなまちづくり読書推進事業【県】
平成 8 年～12 年	心を育てる「本も友だち 20 分間運動」推進事業【県】
平成 13 年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」【全国】
平成 13 年～15 年	乳幼児期からの読書活動の推進【県】
平成 14 年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」【全国】
平成 16 年	「鹿児島県子ども読書活動推進計画」【県】
平成 16 年～18 年	「広げよう深めよう『読み聞かせ』指導者研修会」【県】
平成 19 年 2 月	垂水市子ども読書活動推進計画 策定
平成 19 年～21 年	「自ら本に手を伸ばす子ども」育成事業【県】
平成 22 年	国民読書年【全国】
平成 21 年～25 年	「かごしまっ子 20 分読書運動」【県】
平成 26 年～30 年	「1 日 20 分読書」運動 「いつも身近に 1 冊の本を」【県】
平成 27 年 3 月	第 2 次垂水市子ども読書活動推進計画 策定
平成 27 年 4 月	ブックスタート事業開始（対象：乳児）
平成 30 年 7 月	セカンドブック・サードブック事業開始 (対象：市内小・中学校の新 1 年生)
平成 31 年～35 年	「1 日 20 分読書」運動～心に残る 1 冊の本との出会い～【県】
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律【全国】 (読書バリアフリー法) ※翌年、法律第 7 条に基づき計画策定
令和 2 年 6 月	垂水の子どものち応援ブック事業 新型コロナウイルス感染症対策のため、学校が臨時休業となり在宅を余儀なくされた子どもたちの心身の安定や親子の会話の活性化を図る精神的な支援を目的として、市内在住の全小・中学生に本を 1 冊贈呈した。
令和 6 年 3 月	第 3 次垂水市子ども読書活動推進計画 策定

資料② 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料③ 第3次推進計画における達成目標（アンケート結果より）

項目	現況	令和10年度の目標値
読書 (好き、どちらかといえば好き)	88%	90%
不読率 (1か月に本を1冊も読まない)	3%	0%
市立図書館や移動図書館車の利用 (よく利用する、ときどき利用する)	50%	60%

資料④ 計画検討委員会名簿及び計画策定の経過

< 計画検討委員会名簿 >

番号	氏名	所属	備考
1	富田 茂也	校長会小学校代表	
2	亀山 浩一	校長会中学校代表	
3	鎌田 政司	垂水高等学校代表	
4	宮迫 充樹子	P T A 連絡協議会代表	
5	田村 心一	子ども会育成連絡協議会代表	
6	三園 秀幸	スポーツ推進委員代表	
7	谷口 敏徳	公民館連絡協議会代表	委員長
8	別府 浩二	振興会長連絡協議会代表	
9	中馬 多美	文化協会代表	
10	森 真由美	子育てサポーター代表／子育て支援員	
11	大迫 玲子	商工会女性部代表	副委員長
12	立山 道子	食生活改善推進員協議会代表	
13	鳥原 臣平	民生委員協議会代表	
14	内菌 紀文	垂水市ツーリズム推進協議会	
15	関 恵	学識経験者	
16	友岡 晃文	学識経験者	

< 計画策定の経過 >

令和5年	6月	第1回計画検討委員会 (6/15)	設置承認、スケジュール提示
		市内小・中学校へアンケート依頼 (6/28～7/14) 【全児童・生徒対象】	タブレットにて回答
	7月	教育委員会定例会報告 (7/6)	計画見直し報告
	9月	市内小・中学校長、学校司書補より 意見聴取 (9/27～10/4)	計画素案確認、意見聴取
	10月	第2回計画検討委員会 (10/12)	計画素案審議、承認
	11月	経営会議	
		教育委員会定例会報告 (11/10)	経過報告説明
		令和5年第4回定例会 (12月議会) 全員協議会での情報提供	
12月	市ホームページに素案掲載		
	パブリックコメント実施 (12/1～1/4)	計画素案の意見公募	
令和6年	2月	第3回計画検討委員会	パブリックコメント結果報告 計画案の最終確認
		経営会議	
		令和6年第1回定例会 (3月議会) 全員協議会での情報提供	
	3月	教育委員会定例会報告	策定報告



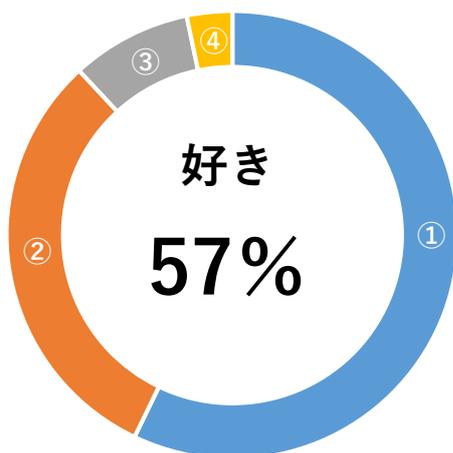
計画検討委員会の様子

資料⑤ アンケート調査結果

本市の児童生徒の読書に対する意識や実態を把握し、その結果を踏まえたよりよい計画を策定する基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。調査結果を次のとおり報告します。

調査内容	本、読書に対する興味・関心や市立図書館の利用頻度等
対象者	市内児童・生徒
期間	令和5年6月28日～7月14日
回答数	707人（回答率91.2%）＜小学生487人、中学生220人＞

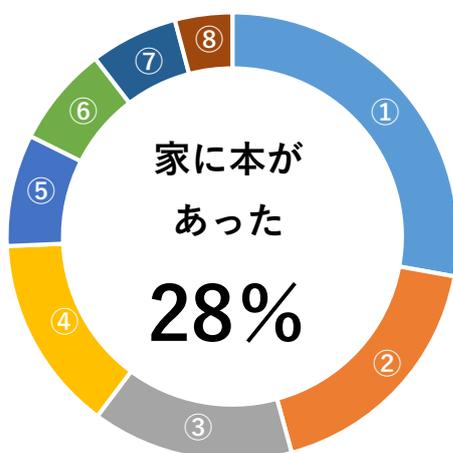
Q1 本を読むことが好きですか？



- ① 好き 57%
- ② どちらかといえば好き 31%
- ③ どちらかといえばきらい 9%
- ④ きらい 3%

88%の児童生徒が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しています。

Q2 本を読むことが好きになったきっかけはなにですか？【複数回答】

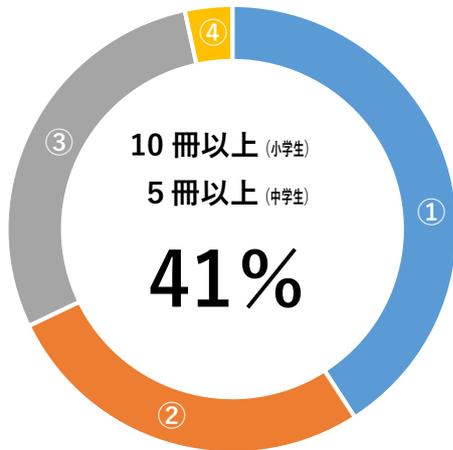


- ① 家に本があった 28%
- ② 幼い頃、読み聞かせをしてもらった 18%
- ③ 本をプレゼントされた 14%
- ④ 本屋さんや図書館によく連れて行ってもらった 14%
- ⑤ 家族が本をよく読んでいた 8%
- ⑥ 友達や家族、先生に本を読むようにすすめられた 7%
- ⑦ ブックスタート事業で本をもらった 6%
- ⑧ 図書館のイベントに参加した 4%

家に本がある等、家庭環境や家族の読書習慣が影響する傾向にあります。

Q 3

1か月に何冊くらいの本を読みますか？



- ① 10冊以上 (小学生)、5冊以上 (中学生) 41%
- ② 9～5冊 (小学生)、4～2冊 (中学生) 27%
- ③ 4～1冊 (小学生)、1冊 (中学生) 29%
- ④ 0冊 (小・中学生) 3%

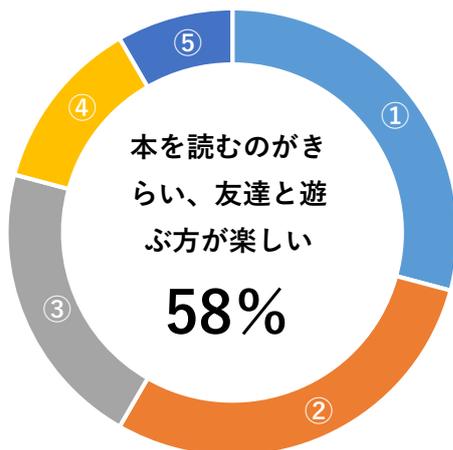
3%の児童生徒が0冊と回答しています。

小学生 1.2% (R4全国平均 6.4%)

中学生 8.2% (R4全国平均 18.6%)

Q 4

1か月に1冊も本を読まないのはなぜですか？【Q3にて0冊回答者】



- ① 本を読むのがきらい 29%
- ② 友達と遊ぶ方が楽しい 29%
- ③ テレビやタブレット、スマートフォンなどの方が楽しい 21%
- ④ 何を読んでいいかわからない 13%
- ⑤ 勉強やクラブ活動、習い事などでいそがしい 8%

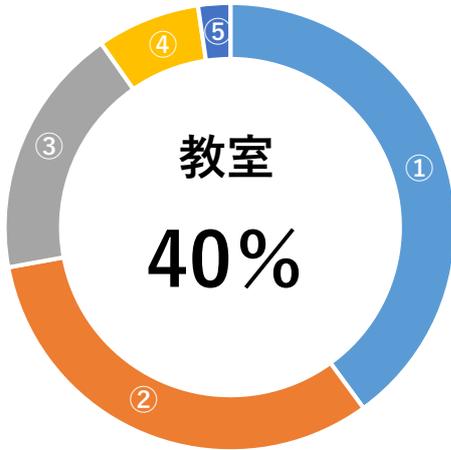
読書以外のことに興味・関心を持っている子どもや何を読んでいいかわからない子どもへの対応が課題です。



タブレット端末を使ったアンケート回答の様子

Q 5

読書をする場所はどこですか？【複数回答】

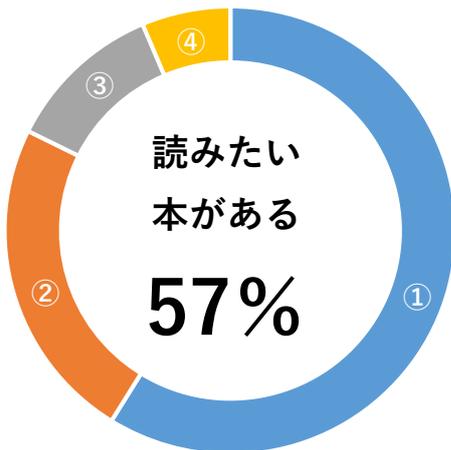


- ① 教室 40%
- ② 自宅や友達の家 32%
- ③ 学校の図書室 18%
- ④ 市立図書館 7%
- ⑤ 読書はしない 2%

学校の教室や図書室で58%を占めています。友達の家で読書をする子どももあり、読書に対する興味・関心の広がりが期待されます。

Q 6

読書をする一番の理由はなにですか？



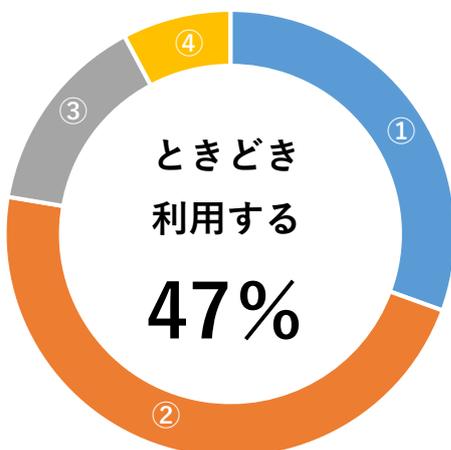
- ① 読みたい本がある 57%
- ② 気分転換になる 31%
- ③ 将来の役に立つ 9%
- ④ その他 3%

その他回答 PICK UP

- ・好きだから
- ・ただ単に本を読みたいから
- ・おもしろいから
- ・楽しいから
- ・ひまだし、何もやることがないから
- ・知らないことを学べるから

Q 7

学校の図書室や学級文庫をどのくらい利用しますか？

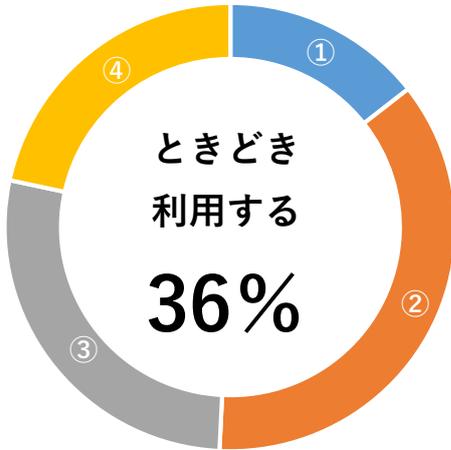


- ① よく利用する 31%
- ② ときどき利用する 47%
- ③ ほとんど利用しない 15%
- ④ まったく利用しない 8%

78%の児童生徒が「よく利用する」「ときどき利用する」と回答しています。

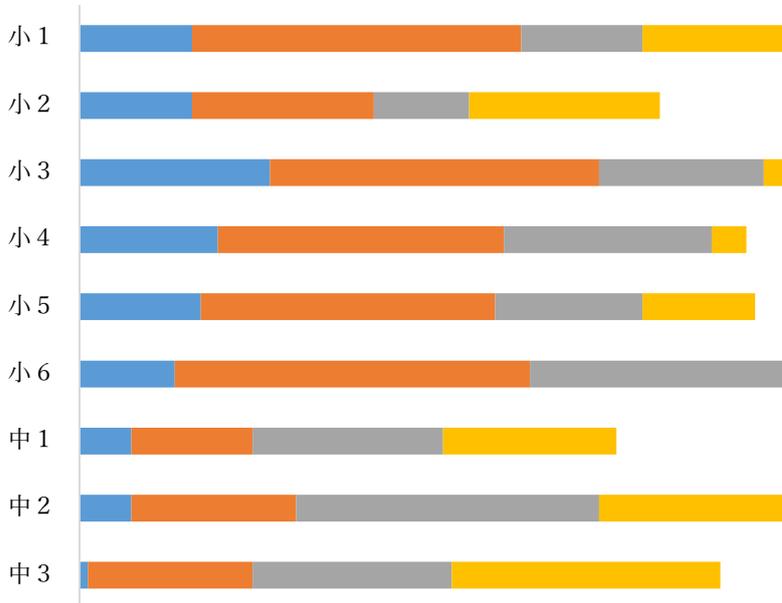
Q 8

市立図書館や移動図書館車をどのくらい利用しますか？



- ① よく利用する 14%
- ② ときどき利用する 36%
- ③ ほとんど利用しない 28%
- ④ まったく利用しない 22%

50%の児童生徒が「よく利用する」「ときどき利用する」と回答しています。一方、半分の児童生徒はほとんど、まったく利用していないとも言えます。



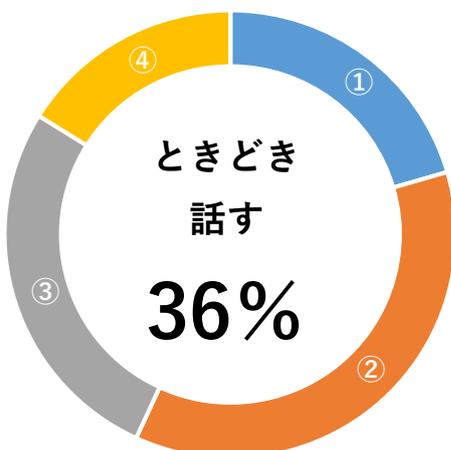
▶小3をピークに「よく利用する」割合が減少

▶小学生は約60%の児童が「よく利用する」「ときどき利用する」と回答

▶中学生は約71%の生徒が「ほとんど利用しない」「まったく利用しない」と回答

Q 9

本について、友達や家族と話すごうがありますか？

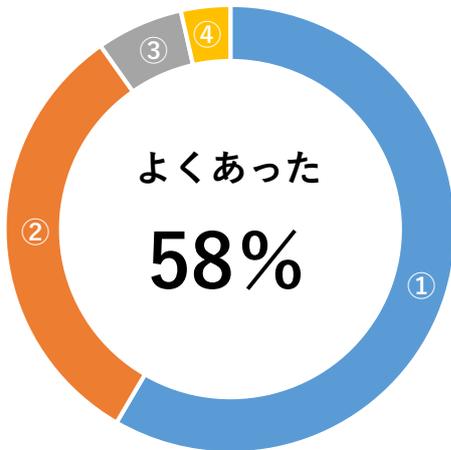


- ① よく話す 21%
- ② ときどき話す 36%
- ③ ほとんど話さない 27%
- ④ まったく話さない 16%

57%の児童生徒が「よく話す」「ときどき話す」と回答しています。学校や家庭において、このような場面や機会を増やすことが大切です。

Q10

あなたは幼い頃、家族や先生に本を読んでもらったことがありますか？

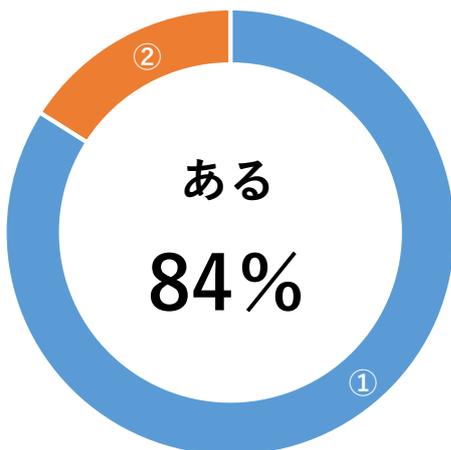


- ① よくあった 58%
- ② ときどきあった 32%
- ③ ほとんどなかった 6%
- ④ まったくなかった 4%

90%の児童生徒が「よくあった」「ときどきあった」と回答しています。

Q11

好きな作家やお気に入りの本がありますか？



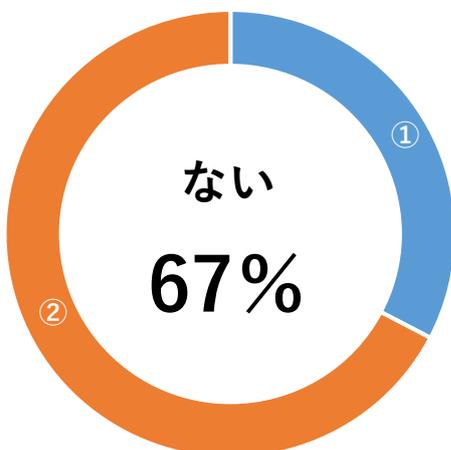
- ① ある 84%
- ② ない 16%

84%の児童生徒が「ある」と回答しています。

【内訳】小学生…92.0% 中学生…74.5%
好きな作家がいる、お気に入りの本があるという児童生徒が多く、読書への興味・関心が高く、読書習慣が形成されており、好ましい状況です。

Q12

電子書籍を読んだことがありますか？



- ① ある 33%
- ② ない 67%

67%の児童生徒が「ない」と回答しています。

【内訳】小学生…72.5% 中学生…55.9%



第3次垂水市子ども読書活動推進計画

©発行・編集／垂水市教育委員会（社会教育課）〒891-2125 鹿児島県垂水市旭町61番地2 ©電話／0994-32-0224